

# 丘 光 会 会 則

## 第1条 名 称

旧横浜英和女学校、旧成美学園女子高等学校、旧横浜英和女学院高等学校、青山学院横浜英和高等学校の同窓会は丘光会と称する。

## 第2条 所 在

1. 本部 横浜英和学院内に置く。
2. 支部 地方会員がその設置を希望する場合、本部の同意を得て設ける事が出来る。

## 第3条 目 的

本会はキリスト教精神に基づき会員相互の友情を深め知徳を増進し母校の発展をはかることを目的とする。

## 第4条 組 織 本会はずぎの会員をもって組織する。

1. 名誉会員 母校現旧職員（30年以上勤続者）および母校に特別な関係をもつもの。
2. 会 員 青山学院横浜英和高等学校（旧横浜英和女学校、旧成美学園高等学校、旧横浜英和女学院高等学校）卒業生とする。
3. 準 会 員 青山学院横浜英和高等学校に在学したものは希望により準会員になる事が出来る。  
(入会金 18,000 円)

## 第5条 役 員

### 1. 役員構成

- ① 会 長 1名
- ② 副 会 長 1～2名
- ③ 書 記 2～3名
- ④ 会 計 2名
- ⑤ 庶 務 1名
- ⑥ 幹 事 5名
- ⑦ 会計監査 2名

### 2. 役員業務

#### ① 会長

会を代表し、総会、代議員会、役員会を招集し、会則または総会の決定により会長の業務と定められた事項を遂行する。

#### ② 副会長

会長を補佐し、会長不在の場合はその業務を代行する。

#### ③ 書記

- 総会及び役員会に関する議事録を記録しこれを保管する。
- 会員名簿の作成及び名簿に関する全ての業務を行う。

#### ④ 会計

- 会計年度4月1日から3月31日までの収支決算報告書を作成し、総会で決議された予算に基づいて会計業務及び資産管理を行う。
- 本会の活動に要する運営費は入会金、会費、献金、寄付金、その他収入をこれにあてる。なお総会で収支決算報告をする。

#### ⑤ 庶務

会全般の業務補佐を行う

#### ⑥ 幹事

会の年間活動計画に基づいて会員相互の友好親睦を図る行事等を企画運営する。

#### ⑦ 会計監査

会の業務執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会で報告する。

### 3. 役員任期

- ① 役員任期は就任後満3年とする。但し、欠員が生じた場合の補充役員任期は前任者の残任期間とする。
- ② 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその業務を行う。
- ③ 役員は再任されることができる。
- ④ 役員任期中は会則並びに総会及び役員会の決議に従い会員のため誠実にその業務を遂行するものとして役員活動費を支給する。

## 第6条 役員会の業務（役割）

本会の目的を遂行するため役員会は会員協力のもと、下記の業務を行う。

1. 会員相互の友好親睦をはかる。
2. 聖書研究会、文学研究、懇親会、講演会、見学会などを行い会員の教養を高める。
3. 丘光会たより、ホームページの編集と発行を行う。
4. 丘光会名簿に関する管理、保管等全ての業務を行う。
5. 本会の発展をはかり母校を後援するため、母校の行事、事業（バザー等）に協力する。社会福祉事業に協力する。

## 第7条 本会の事業（活動）を達成するために下記の委員を置く。

### 1. 代議員

- ① 学年の各クラスから2名選出する。各学年に関する状況をまとめ本部に報告する
- ② 役員を補佐し必要な協議、活動に協力する。
- ③ 場合により総会を代行し、重要議事を決議することができる。

### 2. 支部長

- ① 地方会員に関する一切の状況をまとめ、本部に報告する。
- ② 役員を補佐し支部会員に、本部の活動に協力するよう要請する。
- ③ 支部長の任期は役員任期に準ずる。

## 第8条 選挙、改選

## 1. 会長

- ① 会長は会員の選挙により選出する。且又は推薦による事も可能とする。  
但し、会長の任期は2期6年間とする。(会長は原則としてクリスチャンである事)
  - ② 改選の場合は、改選選考委員(役員、代議員数名で構成)を設け、新会長内定者を選出する。尚、委員会は速やかに現会長、新会長内定者に報告する。
  - ③ 総会において出席会員は役員候補者について決議する。
2. 役員 候補者は役員会で指名選任する。
  3. 支部長 役員会で推薦する。
  4. 代議員 各クラスより2名選出する。

## 第9条 総会

定期総会は全会員で構成される。毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に総会を開催し、本年度の事業活動決算収支の報告承認、次年度予算の査定及びその他重要事項の協議決定を行う。

(普通決議) 総会出席者の過半数以上の同意で決議する。決算の承認・役員改選他。

(特別決議) 総会出席者の3分の2以上の同意で決議する。

(臨時総会) 必要に応じて役員会の同意を得て開催することが出来る。

## 第10条 役員会、代議員会、支部会

### 1. 役員会

- ① 定例役員会は毎月1回開く。尚、臨時役員会も開くことができる。  
役員会は役員総数の過半数以上が出席して成立する。
  - ② 議案は出席者の過半数以上の同意により決議する。
  - ③ 特別決議が必要な議案は役員の3分の2以上の同意後、総会で決議する。
  - ④ 業務に応じて執務日を設けることが出来る。
2. 代議員会 総会を含み年3回以上開く。(5月・9月・2月)
  3. 支部会 年1回以上開く。

## 第11条 入会金及び会費

1. 入会金 削除
2. 会費 本会会員は終身会費として18,000円を納めるものとする。  
(但し、2015年を初年度とし会費の見直しを10年毎に行う)

## 第12条 会則の変更

本会会則は総会出席者の3分の2以上の同意をもって加除する。

## 第13条 会計年度

本会の年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

※会員の異動について：移転、結婚、死亡等の際には必ず本部に届け出ること。

丘 光 会

〒232-8580

横浜市南区蒔田町 124

横浜英和学院 本館事務室内

☎ 045-731-1901 Fax 045-712-8773

メールアドレス

E-mail:[kyukokai@yokohama-eiwa.ac.jp](mailto:kyukokai@yokohama-eiwa.ac.jp)

2016 年 3 月 改正

2016 年 5 月 21 日より実施